

# 岡山市立福南中学校 いじめ防止対策基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうしたいじめからすべての生徒を救うためには、私たち教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうる」との意識を持ち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、それぞれの役割と責任を自覚しなければならないと考える。

## 1 いじめの防止

- いじめ対策委員会を設置し、普段からいじめ防止に向けて積極的な取り組みをしていく。いじめ対策委員会のメンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。また個々の事案により、関係のある学級担任や部活動顧問も加わる。
- 教職員による観察や情報交換を意識して行い、教職員がおかしいと感じたことは、生徒指導係会や教育相談係会で話題にして情報を共有し、未然防止に努める。
- 道徳の時間を中心に、生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動をすすめるとともに命の大切さについての指導を行う。また、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを意識させ、全生徒が「いじめは絶対に許されないことである」という認識をもつように指導する。
- 班活動を重視した学級活動を積極的に取り入れることにより、互いに認め合い、心の通い合う温かい人間関係を基盤にした学級づくりを行う。また生徒が豊かな人間関係をつくることができるよう、生徒一人ひとりにあらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、生徒が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努める。
- 学校評価やアセス等の活用を通して、客観的に実態を把握し、未然防止に向けた取り組みを強化する。
- 家庭や地域子ども相談センター（子ども相談主事）、岡山南警察署（スクールサポーター）、子ども総合相談所、教育相談室（いじめ専門相談員）等、関係諸機関との連携を強化する。

## 2 早期発見

- 全ての教職員が生徒の様子を日常的に観察し、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことで、信頼関係の構築に努める。けんかやふざけ合いであってもその背景にある事情を調査し、いじめに該当するかどうか判断する。
- 定期的に生活アンケートを実施したり、教育相談を行ったりして生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 生徒や保護者にも校外の相談機関等の周知を図り、家庭、地域、学校が組織的に連携・協働し、個々で悩みを抱え込まない体制づくりに努める。

### 3 いじめへの対処と再発防止にむけて

- いじめの相談や訴え、情報提供があった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、適切な関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。決して学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ対策委員会を中心、校長以下全ての教職員が対応を協議するとともに的確な役割分担を行い、連携を密に取りながら問題の早期解決にあたる。
- 正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく保護者等に伝え、協力して対応する。
- いじめを受けた生徒、いじめた生徒双方からの聴取をもとに、必要な場合には、アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り対象者等を絞り込んだ上で、関係した生徒から事実関係の聴取を行う。
- いじめが確認された場合、その段階ではすでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、学校は「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示す。岡山市教育委員会や関係機関の協力を得て、組織的に対応していじめをやめさせるとともに、その再発を防止する措置をとる。
- いじめを受けた生徒から、事実関係の聴取を行うとともに、心のケアや弾力的措置等、その生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう環境の確保を図る。心理や福祉等の専門家の協力を得ながら、いじめを受けた生徒の気持ちに寄り添い、きめ細かく対応できる体制をつくる。
- いじめた生徒から事実関係の聴取を行い、その背景にも目を向けながら、その生徒が自らの行為の悪質性を理解し健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。事実に対する保護者の理解や納得を促し、保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つこと、はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。そのときに、いじめを受けた生徒の立場に配慮する。
- いじめを当事者だけの問題でなく全体の問題として考えられるよう、様々な資料をもとに話し合い、互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な指導を継続的に行う。いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、計画的に進めることでいじめのない学校づくりの取り組みを強化する。